

自然災害に便乗した 悪質な勧誘にご注意ください！

修理工事 編

【過去、こんな事例がありました】

- ・「無料で点検します」と訪問し、「放置すると雨漏りする」と言って不安をあおり、不必要な工事を契約させる。
- ・「当社と修理契約をすれば、行政から補助金ができる」と虚偽の勧誘を行い、被災家屋の修理契約をさせる。
- ・「費用は、保険で全額支払える」と言って修理契約を結び、高額な手数料を請求する。

【こんな勧誘に気をつけて】



- 無料で点検します。
- 近くで工事していて、お宅の屋根が傷んでいるように見えました。
- 補助金が出るので大丈夫。
- 保険金で修理できます。
- 古くなったところも豪雨のせいにして、保険を申請しましょう。

ちょっと待って！

【みなさまへのアドバイス】

家屋の修理工事は、高額な契約となることが多いので、慎重に検討して契約を結ぶことが大切です。また、知らない人が訪問してきたら用件を確認し、不審な場合は家の中に入れないようにしましょう。

《CHECK ! ポイント》

- 複数の業者から見積りを取った。
- 家族や関係機関に相談した。
- 補助金について、制度を確認した。
- 保険申請について、保険会社や代理店に相談した。

チェックが
つきましたか？



自然災害に便乗した

寄付金・義援金
・投資 編

悪質な勧誘にご注意ください！

【過去、こんな事例がありました】

- ・公的機関、日本赤十字社、中央共同募金会などをかたり、義援金等を振り込むよう依頼するハガキやメールを送ったり、自宅に訪問したりする。
- ・「被災者のために高齢者施設の入居権を譲ってくれれば高く買い取る」などと言って、実態のあいまいなもうけ話を持ちかける。

【こんな手口もあります！】

○使わない貴金属を集めて、換金して寄付する。
不要な貴金属があれば譲って欲しい。

○老人ホームの入居権を購入するため、
名義を貸して欲しい。

ちょっと
待って！



【みなさまへのアドバイス】

公的機関が電話や訪問で義援金等を求めることがありません。また、「被災者のため」と親切心に付け込む怪しい話には注意が必要です。

《CHECK！ポイント》

- 募っている団体の活動状況や使途をよく確認し、納得できた。
- 振込口座の名義がその団体のものか確認した。
- 投資話に不明な点や怪しいと感じることがなく全て理解できた。



【消費生活相談窓口をご利用ください】

「怪しいな」「困ったな」そんなときは **188 番※へ**

※消費者ホットライン188番は、最寄りの消費生活相談窓口を御案内します。

○広島県生活センター

☎ 082-223-6111(消費生活相談)

※8月現在、国民生活センターが「平成30年7月豪雨消費者トラブル110番」(0120-7934-48)を開設しています。

